



# 消費者トラブルで困った時は…

## 消費生活センターにご相談ください!

問い合わせ  
くらし安心課(内線262)



### 最新情報

#### 一方的に届いた荷物はどうするの?

##### 【突然送り付けられた荷物はすぐ処分可能に!】

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていない商品を受け取った場合は、すぐに処分が可能になりました。

しかし、送り主が誤配送であったと主張した場合、商品を処分してしまうと損害賠償請求をされる可能性があります。心当たりのない商品は受け取らないようにしましょう。



##### ●もし受け取ってしまった場合は…?

念のため家族にも確認し、心当たりがない場合は開封せず、配送業者に引き取りを依頼してみましょう。または、消費生活センターにご相談ください。

### 消費生活センターってどんなところ?

専門相談員が、商品やサービスに関する契約や苦情などの消費者トラブルに対応し、解決に向けてサポートする機関です。困った時は一人で悩まずお気軽にご相談ください。

**相談日** 平日、午前10時～正午、午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)  
※現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため原則電話相談となります

**電話** 048-433-5724(直通)

**内容** 消費生活相談/多重債務相談  
家計相談/消費生活出前講座  
※詳しくはお問い合わせください



### 令和3年度 展示型消費生活展

悪質商法などの未然防止策や消費生活に役立つ情報をパネル展示で行います。ぜひお越しください。

**とき** 11月15日(月)～19日(金)

**ところ** 市役所1階 東側ロビー

※会場の都合により、開催日が変更となる場合があります

来場者には「くらしの豆知識」や「消費生活カレンダー」など生活に役立つ啓発品を配布します!

### 覚えておきたい!

#### クーリングオフ制度

訪問販売や、電話勧誘、訪問購入など一定の取引については、契約書面をもらってから**8日以内であれば理由を問わず契約解除**ができます。トラブルを防ぐため、はがきなどの書面で知らせることが大切です。書き方が分からない場合は消費生活センターにご相談ください。

## 11月は「子供・若者育成支援強調月間」です



インターネットトラブルや犯罪被害の増加、非行や貧困など、青少年をめぐる問題は多様化しています。この機会に、子どもや若者への育成支援について、一人ひとりが考えてみませんか。

問い合わせ 児童青少年課(内線669)

### 市の青少年関係団体の活動

#### 青少年育成市民会議

家庭、地域の青少年育成に対する意識や理解を高めるための活動を行っています。

- 8月……夏休み社会科見学会
- 11月……青少年健全育成大会(講演会)
- 12月……親子ふれあい映画会 など

#### 青少年団体連絡協議会

8つの青少年団体で構成し、それぞれの活動促進と協調を目的に活動しています。

- 10月……青少年祭り など



#### 青少年補導員協議会

防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

### ネットトラブルを防ぐために

子どもから大人まで、ネットやSNSの利用方法を改めて考えてみましょう。

- 悪口や個人情報は書いてはいけません。一度書き込むと、全てを削除することはできません。
- ネット上で知り合った人に注意を払いましょう。誘拐やつきまといなどの犯罪に巻き込まれる事件が起こっています。
- トラブルが起きたときや、判断に迷うときは、周りの人に相談しましょう。

年齢や利用状況に応じて、利用制限の設定をするなど、家庭でのルールづくりをしましょう。



### 困ったときの相談窓口

#### ●びったり相談窓口

相談内容に合った窓口を案内します。



#### ●子どもスマイルネット

電話相談員が話を聴いて、一緒に考えたり、アドバイスします。

☎ 048-822-7007  
(午前10時30分～午後6時、  
祝日・年末年始除く)

#### ●消費生活センター

ネットトラブルなどの相談に応じます。  
☎ 048-433-5724  
[午前10時～正午、午後1時～4時(受付は  
午後3時30分まで)、土・日曜日、祝日・  
年末年始除く]

#### ●子どもの人権110番

学校や家庭、友人関係の悩みに応じます。  
☎ 0120-007-110  
(午前8時30分～午後5時15分、  
土・日曜日、祝日・年末年始除く)